

令和5年度
長野県営水道水質検査計画

(末端給水事業)

令和 5年 3月

長野県企業局

目 次

	ページ
1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 水道事業の概要・・・・・・・・・・	3
3 水源の状況・・・・・・・・・・	4
4 採水の場所・・・・・・・・・・	4
5 水質検査項目と検査頻度・・・・・	5
6 排水の検査・・・・・・・・・・	6
7 水質検査方法・・・・・・・・・・	6
8 臨時の水質検査・・・・・・・・・・	7
9 水質検査の委託・・・・・・・・・・	7
10 水質検査結果の評価・・・・・・・・	7
11 水質検査結果の公表・・・・・・・・	7
12 水質検査の精度と信頼性保証・・・・・	7
13 関係者との連携・・・・・・・・・・	7
水質基準項目・・・・・・・・・・	別表 1
毎日検査項目・・・・・・・・・・	別表 2
水質管理目標設定項目・・・・・・・・	別表 3
独自に検査を行う項目・・・・・・・・	別表 4
農薬検査項目・・・・・・・・・・	別表 5
水質検査地点図・・・・・・・・・・	別 図

清浄な水を供給することは、水道事業者の最も基本的な使命であり、様々な項目の水質検査により水質の安全を確認しています。

長野県企業局では、水道事業の透明性を確保するため、需要者の皆様のご意見を伺ったうえで「水質検査計画」を定め、効率かつ合理的な水質検査を実施します。

1 基本方針

- (1) 水質検査は、各地域を代表する給水栓と浄水場及び水源で実施します。
- (2) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目（水質基準項目及び毎日検査項目）と水質管理上必要と判断した項目（水質管理目標設定項目及び独自に検査を行う項目）について実施します。
- (3) 水質検査は、規定されている頻度以上で実施します。
- (4) 検査の項目や頻度の省略が可能な検査であっても、高い安全性を確保するため項目や頻度の省略は行いません。
- (5) 水質検査計画及び検査結果は公表し、透明性を確保します。

2 水道事業の概要

県営水道は、上田市小牧の千曲川表流水と川中島町四ツ屋の地下水を水源とし、上田市から長野市にいたる3市1町の千曲川沿岸一帯にお住まいになる約19万人のお客様に給水を行っています。

(令和4年3月31日現在)

事業体の名称	長野県営水道（上水道事業）	
給水区域	長野市（旧篠ノ井市、旧川中島町、旧更北村及び旧信更村の一部）、 上田市（旧塩田町及び旧川西村の一部） 千曲市（桑原及び八幡地区を除く）、 坂城町 の3市1町	
事業計画給水人口	200,700人（令和3年度末現在 183,731人）	
事業計画1日最大給水量	85,300m ³	
浄水場名	諏訪形浄水場	四ツ屋浄水場
所在地	上田市諏訪形613	長野市川中島町四ツ屋100
水源	千曲川表流水	地下水
令和3年度最大取水量	37,598m ³ /日	32,370m ³ /日
浄水能力（日最大）	48,000m ³ /日	52,000m ³ /日
浄水処理方法	①凝集沈殿（ポリ塩化アルミニウム） ②生物等の処理、 有機物と無機物の酸化 （次亜塩素酸ナトリウム） ③急速ろ過 ④塩素消毒（次亜塩素酸ナトリウム）	①pH調整、遊離炭酸の除去 （水酸化ナトリウム） ②塩素消毒 （次亜塩素酸ナトリウム） ③紫外線処理

3 水源の状況

水源の状況は下表のとおりです。この状況を踏まえ浄水場では、適正な浄水処理と水質検査を行って、安全な水を供給します。

水 源	千曲川表流水（上田市 小牧）	川中島地下水源（四ツ屋）
現在の状況	水質は水質基準に特に抵触するものではありません。 しかし、夏期には農薬類の流入が認められ、冬期にはアンモニア態窒素が高くなる傾向にあります。	外的要因の少ない良好な水質を保持しています。 稼働している15本の井戸を順次切替えながら取水しています。このため取水する井戸により、原水及び浄水の水質は若干変動します。 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については横ばい傾向にあります。
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田畑で使用される農薬類 ・ 降雨による河川の増水 ・ 流出事故等による油類 ・ 上流の生活排水等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田畑で使用される農薬類、肥料等
水質管理上注意すべき項目	濁度・臭気物質・油分・アンモニア態窒素・有機物・農薬類・クリプトスポリジウム及びジアルジア	農薬類・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・クリプトスポリジウム及びジアルジア

4 採水の場所（水質検査地点図参照）

(1) 給水栓

- ① 水道法で定める水質基準項目（51項目）検査を行う7箇所を給水栓1、末端の水質状況を把握するため独自に検査する9箇所を給水栓2とします。
- ② 水道法で定める毎日検査項目（色、濁り、残留塩素濃度）検査のため、7箇所の給水栓で採水します。

(2) 浄水場

適正な浄水処理を行うため、諏訪形浄水場では浄水場入口（原水）、浄水処理過程における沈殿池出口（処理水）、ろ過池出口（ろ過水）、浄水場出口（浄水）の計4箇所で採水し、四ツ屋浄水場では浄水場入口（原水）及び浄水場出口（浄水）の計2箇所で採水します。



諏訪形浄水場



四ツ屋浄水場

(3) 水源

水源の水質状況を把握するため、河川水、井戸水、予備水源等で採水します。

- ① 河川水については水質汚染等が発生した場合の原因把握のため、取水口の他に上流4地点（下水処理場下流、支川）の計5箇所にて採水します。
- ② 井戸水については井戸ごとに水質が異なることから、稼働している15箇所の井戸で採水します。
- ③ 高河原の予備水源（地下水源）と緊急時の使用を想定している五里ヶ峯トンネルからの湧水について採水します。

採水地点

給水栓	水道法で定める毎日検査項目を検査する採水場所 7箇所	諏訪形系	上田市野倉、上田市諏訪形、坂城町南日名、千曲市戸倉、千曲市土口
		四ツ屋系	長野市秋古、長野市真島
給水栓1	水道法で定める水質基準を検査する採水場所 7箇所	諏訪形系	上田市岳ノ尾、坂城町北日名、千曲市漆原、千曲市羽尾、千曲市倉科
		四ツ屋系	長野市信里、長野市合戦場
給水栓2	法に定められてはいないが、独自に検査を実施する採水場所 9箇所	諏訪形系	上田市平井寺、上田市仁古田、坂城町村上、坂城町鼠、千曲市小船山、千曲市磯部、
		四ツ屋系	長野市宮平、長野市新田、長野市真島
浄水場	法に定められてはいないが、独自に検査を実施する採水場所 6箇所	諏訪形系	浄水場入口（原水）、浄水場出口（浄水） 処理過程（処理水、ろ過水）
		四ツ屋系	浄水場入口（原水）、浄水場出口（浄水）
水源	法に定められてはいないが独自に検査を実施する採水場所 22箇所	諏訪形系	千曲川（頭首工、生田、大屋橋） 依田川（東郷橋） 神川（神川橋）
		四ツ屋系	井戸（15箇所）
		予備水源等	高河原地下水源（千曲市上山田） 五里ヶ峯水源

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 給水栓（蛇口）における検査

- ① 水道法で検査が義務づけられている毎日検査項目（色、濁り、残留塩素濃度）、水質基準項目（51項目）について全項目を検査します。検査頻度は水道法により項目別に定めた回数（毎日、月1回、年4回）以上とし、項目や頻度の省略可能な検査についても項目や頻度の省略は行いません。（別表1、別表2）
- ② 水質管理目標設定項目（27項目）については浄水処理工程で二酸化塩素を使用していないため検査の必要がない2項目（亜塩素酸、二酸化塩素）のほか、基準項目の有機物（全有機炭素（TOC）の量）で代替できる有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）及び、原水において検査を行う2項目（農薬類、PFOS及びPFOA）を除いた22項目について、別表3の頻度で検査します。
- ③ 水質の安全を確認するため独自で検査を行っている項目について、別表4のとおり検査します。

(2) 水源、浄水場における検査

- ① 水源の監視と適正な浄水処理を行うため、河川水、井戸水、浄水場入口（原水）及び浄水場出口（浄水）については給水栓とほぼ同等の項目で検査します。
- ② 水質管理目標設定項目の1項目である農薬類（115項目）のうち、地域で多く使用されている農薬（諏訪形30項目、四ツ屋13項目）について、農薬使用時期である5月～10月に原水を月1回、浄水をこの期間に1回検査します。（別表5）
- ③ 諏訪形浄水場の処理過程における沈殿池出口（処理水）及びろ過池出口（ろ過水）について、別表1、3及び4のとおり検査します。
- ④ 予備水源や緊急時に使用を想定している水源については、水質の状況を把握するため、給水栓とほぼ同等の項目を年1回から年2回の頻度で検査します。
- ⑤ 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を浄水場の原水で年4回実施します。また、指標菌である大腸菌の検査を諏訪形原水で月2回、四ツ屋浄水場の原水で月1回実施します。さらに嫌気性芽胞菌の検査を、浄水場の原水で年4回実施します。
- ⑥ カビ臭原因物質であるジェオスミンが平成26年度に、また、2-MIBが平成28年度に検出されたことをふまえ、諏訪形浄水場の原水・浄水で年間を通じて月1回以上測定します。また、状況に応じて測定回数・場所を増やす等、適宜測定します。
※目標値を企業局独自に設定し、「独自に検査を行う項目」に追加しています。

6 排水の検査

排水の水質が、水質汚濁防止法及び公害の防止に関する条例に適合していることを確認するため、排水及び天日澄み水について検査を実施します。

7 水質検査方法

水質検査は外部の検査機関に委託する一部の項目を除き、上田水道管理事務所で行います。（別表1・別表3・別表4）

- (1) 水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により検査します。
- (2) 水質管理目標設定項目については厚生労働省健康局水道課長通知「水質管理目標設定項目の検査方法」により検査します。
- (3) その他の項目については「上水試験方法・解説」（日本水道協会）等により検査します。

8 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行又は流行のおそれがあるとき
- (4) 浄水処理過程において異常が発見されたとき
- (5) 送・配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) 長野県環境部が検査する水道水1キログラム（1リットル）に含まれる放射性セシウムが、基準値（10ベクレル）を上回ったとき

- (7) その他特に必要があると認められるとき
水質検査項目は水質異常の場所、状況から判断し決定します。

9 水質検査の委託

水質基準項目中の「一般細菌」、「大腸菌」「シアン化物イオン及び塩化シアン」、「臭素酸」、「陰イオン界面活性剤」及び「非イオン界面活性剤」の項目については、厚生労働大臣の登録を受けた外部検査機関に検査を委託します。採水、運搬及び検査については、「水質検査・管理業務等委託積算要領」（日本水道協会）により実施します。

また、上田水道管理事務所で実施する水質検査について、機器等の不具合により法定の頻度を満たすことができなくなるおそれがある場合も、同様に検査を委託します。

10 水質検査結果の評価

水質検査結果が基準を超えた場合及び超えるおそれがある場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

委託した水質検査結果についても、分析成績表、検量線等から適切に確認します。

11 水質検査結果の公表

水質検査計画と水質検査結果はホームページにおいて公表します。これらに対するお客様の意見を反映させて、翌年度の水質検査計画を見直します。

12 水質検査の精度と信頼性保証

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10以下の値が得られ、1/10付近において変動係数(CV)が無機物では10%以下、有機物では20%以下の精度を確保できる方法で検査します。

(2) 信頼性保証

測定者により検査結果に差が生じないように、各項目の分析方法及び分析機器の操作方法等の標準作業手順書(SOP)を作成し検査します。また、厚生労働省及び長野県水道協議会の行う外部精度管理に参加し、信頼性の保証に努めます。

13 関係者との連携

原水及び水道水の汚染などの水質事故が発生した場合、需要区域の長野市、上田市、千曲市、坂城町及び関係市町・関係機関、水源(河川)管理者、県機関(地域振興局、保健福祉事務所等)へ連絡するとともに、必要に応じて警察、消防、水質検査機関等の関係機関と連携し、情報交換しながら事故原因・汚染物質の把握に努め、常に安全で良質な水道水の供給を目指します。

別表1 水質基準項目

	基準値	外部委託	法定検査回数	省略可能	給水栓1	給水栓2	諏訪形原水	諏訪形浄水	処理水	ろ水	四ツ屋原水	四ツ屋浄水	井戸原水	河川	予備水源等※
検査地点数					7	9	1	1	1	1	1	1	15	5	2
1 一般細菌	100CFU/ml	○	1/月		1/月	2/年	2/月	2/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
2 大腸菌	不検出	○	1/月		1/月	2/年	2/月	2/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L		4/年	注4	4/年		4/年	4/年			4/年	4/年	1/年	4/年	1/年
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
8 六価クロム化合物	0.02mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	2/月	2/月	2/月	2/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L	○	4/年		4/年	2/年	4/年	4/年			4/年	4/年	1/年	1/年	1/年
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	2/月	2/月	2/月	2/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	2/月	2/月	2/月	2/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
13 ホウ素及びその化合物	1mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
14 四塩化炭素	0.002mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L		4/年	注4	4/年		4/年	4/年			4/年	4/年	1/年	4/年	1/年
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
17 ジクロロメタン	0.02mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
20 ベンゼン	0.01mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
21 塩素酸	0.6mg/L		4/年		1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月			
22 クロロ酢酸(注1)	0.02mg/L		4/年		1/月	1/年	1/月	1/月			1/月	1/月			1/年
23 クロホルム	0.06mg/L		4/年		1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
24 ジクロロ酢酸(注1)	0.03mg/L		4/年		1/月	1/年	1/月	1/月			1/月	1/月			1/年
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L		4/年		1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
26 臭素酸	0.01mg/L	○	4/年		4/年	2/年	4/年	4/年			4/年	4/年			1/年
27 総トリハロメタン	0.1mg/L		4/年		1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
28 トリクロロ酢酸(注1)	0.03mg/L		4/年		1/月	1/年	1/月	1/月			1/月	1/月			1/年
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L		4/年		1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
30 ブロモホルム	0.09mg/L		4/年		1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L		4/年		4/年	1/年	4/年	4/年			4/年	4/年			1/年
32 亜鉛及びその化合物	1mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
35 銅及びその化合物	1mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L		4/年	注4	1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
38 塩化物イオン	200mg/L		1/月	注3	1/月	2/年	2/月	2/月	2/月	2/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L		4/年	注2	1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
40 蒸発残留物	500mg/L		4/年	注4	4/年		4/年	4/年			4/年	4/年	1/年	4/年	1/年
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	○	4/年	注4	4/年		4/年	4/年			4/年	4/年	1/年	1/年	1/年
42 ジェオスミン	0.00001mg/L(注2)		注3		6/年		1/月	1/月			6/年	6/年	1/年	1/月	1/年
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L(注2)		注3		6/年		1/月	1/月			6/年	6/年	1/年	1/月	1/年
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L	○	4/年	注4	4/年		4/年	4/年			4/年	4/年	1/年	1/年	1/年
45 フェノール類	0.005mg/L		4/年	注4	4/年		4/年	4/年			4/年	4/年	1/年	4/年	1/年
46 有機物(TOC)	3mg/L		1/月	注5	1/月	2/年	1/2週	1/2週	1/2週	1/2週	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
47 pH値	5.8-8.6		1/月	注5	1/月	2/年	3/日	3/日	3/日	3/日	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
48 味	異常でない		1/月		1/月	2/年		3/日				1/月			
49 臭気	異常でない		1/月		1/月	2/年	3/日	3/日			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
50 色度	5度		1/月	注5	1/月	2/年	3/日	3/日	3/日	3/日	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
51 濁度	2度		1/月	注5	1/月	2/年	3/日	3/日	3/日	3/日	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年

注1 夏季(5~9月)、11月、2月のみ実施する。

注2 企業局独自に目標値を0.000003mg/Lと定めて評価する。

注3 基本的には藻類発生時期(5~10月)のみ6/年(1/月)で実施するが、過去に検出されたことを踏まえ、年間を通じて諏訪形浄水場、河川は1/月実施する。

注4 一定の条件を満たす場合には、1/年または1/3年に減らすことが可。

注5 連続測定している場合、4/年に減らすことが可。

※予備水源等のうち五里ヶ峯水源を準予備水源とし、高河原水源と同じ項目を年1回測定する。

別表2 毎日検査項目

	基準値	検査回数 (給水栓7箇所)
1 色	異常でない	1/日
2 濁り	異常でない	1/日
3 残留塩素	0.1mg/L以上	1/日

※ 検査地点は給水栓モニター(自動水質監視装置)により連続監視している

別表3 水質管理目標設定項目

	目標値	外部委託	給水栓1	給水栓2	水諏訪形原	水諏訪形浄	処理水	ろ水	水四ツ屋原	水四ツ屋浄	井戸原水	河川	等予備水源
検査地点数			7	9	1	1	1	1	1	1	15	5	2
1 アンチモン及びその化合物	0.02mg/L		1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
2 ウラン及びその化合物	0.002mg/L		1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
3 ニッケル及びその化合物	0.02mg/L		1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
4 削除	削除												
5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L		1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
6 削除	削除												
7 削除	削除												
8 トルエン	0.4mg/L		1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L		4/年		4/年	4/年			4/年	4/年	1/年		1/年
10 亜塩素酸	0.6mg/L												
11 削除	削除												
12 二酸化塩素	0.6mg/L												
13 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L		4/年		4/年	4/年			4/年	4/年			
14 抱水クロラール	0.02mg/L		4/年		4/年	4/年			4/年	4/年			
15 農薬類	1(注6)	注7			注8	注9			注8	注9			
16 残留塩素	1mg/L		1/月			3/日		3/日		2/日			
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)(注10)	10-100mg/L		1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
18 マンガン及びその化合物(注8)	0.01mg/L		1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
19 遊離炭酸	20mg/L		4/年		4/年	4/年			4/年	4/年	1/年	4/年	1/年
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L		1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
21 メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L		1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)(注11)	3mg/L												
23 臭気強度(TON)	3TON		4/年		4/年	4/年			4/年	4/年	1/年	4/年	1/年
24 蒸発残留物(注10)	30-200mg/L		4/年		4/年	4/年			4/年	4/年	1/年	4/年	1/年
25 濁度(注10)	1度		1/月	2/年	3/日	3/日	3/日	3/日	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
26 pH値(注10)	7.5		1/月	2/年	3/日	3/日	3/日	3/日	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
27 腐食性(ランゲリア指数)	-1~0		4/年		4/年	4/年			4/年	4/年			
28 従属栄養細菌	2000CFU/ml	○	1/月	2/年		1/月			1/月	1/月			
29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L		1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
30 アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L		1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
31 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)(注12)	0.00005mg/L	○			1/年				1/年				

注6 115項目ごとの(検出値/目標値)の総和、諏訪形原水及び浄水では地域で多く使用されている30項目を検査し、四ツ屋原水及び浄水では13項目を検査する。(別表5)

注7 諏訪形原水では30項目中17項目委託し、四ツ屋原水では13項目中5項目委託する。

注8 農薬使用時期(5月~10月)において1/月検査する。

注9 農薬使用時期(5月~10月)のうち1回検査する。

注10 基準項目の検査結果を目標値から評価する。

注11 基準項目46の有機物(TOC)で代替できるため、実施しない。

注12 5月に諏訪形原水及び四ツ屋原水について1回検査し、検出状況により採水地点と頻度を見直す。

別表4 独自に検査を行う項目

	目標値	外部委託	給水栓1	給水栓2	水諏訪形原	水諏訪形浄	処理水	ろ水	水四ツ屋原	水四ツ屋浄	井戸原水	河川	等予備水源
検査地点数			7	9	1	1	1	1	1	1	15	5	2
1 モリブデン	0.07mg/L		1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
2 ダイオキシン類	1pgTEQ/L	○				1/年				1/年			
3 キシレン	0.4mg/L		1/月	2/年	1/月	1/月			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
4 大腸菌数(集落数)		○			2/月				1/月		4/年	1/月	1/年
5 大腸菌群		○			1/月				1/月		4/年	1/月	1/年
6 アンモニア態窒素(注13)					2/月	2/月	2/月	2/月	1/月	1/月	2/年	1/月	1/年
7 溶存酸素量												1/月	
8 生物化学的酸素要求量(BOD)					1/月							1/月	
9 浮遊物質(SS)			4/年		1/月	4/年			4/年	4/年		1/月	
10 全窒素					1/月	1/月			1/月	1/月	1/年	1/月	1/年
11 全リン					1/月	1/月			1/月	1/月	1/年	1/月	1/年
12 紫外線吸光度					2/月	2/月			1/月	1/月	1/年	1/月	1/年
13 カルシウム硬度			1/月	2/年	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
14 アルカリ度			4/年		1/週	1/週			4/年	4/年		1/月	
15 電気伝導率			1/月	2/年	3/日	3/日			1/月	1/月	4/年	1/月	2/年
16 クリプトスポリジウム		○			4/年				4/年				
17 ジアルジア		○			4/年				4/年				
18 嫌気性芽胞菌		○			4/年				4/年				

注13 冬季(12~4月)のみ実施。

別表5 農薬検査項目

	水道法 No.	農薬名	目標値 (mg/L)	諏訪形		四ツ屋	
				検査項目	うち外部委託	検査項目	うち外部委託
1	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	○			
2	7	アセフェート	0.006	○	○		
3	11	アラクロール	0.03	○			
4	18	イミノクタジン	0.006	○	○	○	○
5	24	オキシシン銅(有機銅)	0.03	○	○		
6	32	キャプタン	0.3	○		○	
7	34	グリホサート	2	○	○	○	○
8	35	グルホシネート	0.02	○	○		
9	39	クロロタロニル(TPN)	0.05	○		○	
10	41	シアノホス(CYAP)	0.003			○	
11	43	ジクロベニル(DBN)	0.03			○	
12	45	ジクワット	0.01	○	○		
13	47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	○	○	○	○
14	54	ダイアジノン	0.003	○		○	
15	55	ダイムロン	0.8	○	○		
16	58	チウラム	0.02	○	○		
17	60	チオファネートメチル	0.3	○	○	○	○
18	61	チオベンカルブ	0.02	○			
19	62	テフリルトリオン	0.002	○	○		
20	71	ピラクロニル	0.01	○	○		
21	72	ピラゾキシフェン	0.004	○	○		
22	76	ピロキロン	0.05	○			
23	78	フェニトロチオン(MEP)	0.01	○		○	
24	82	フェントエート(PAP)	0.007	○			
25	83	フェントラザミド	0.01	○	○		
26	85	ブタクロール	0.03	○		○	
27	87	ブプロフェジン	0.02			○	
28	88	フルアジナム	0.03	○	○		
29	89	プレチラクロール	0.05	○			
30	94	プロベナゾール	0.03	○	○		
31	95	プロモブチド	0.1	○			
32	96	ベノミル	0.02	○	○	○	○
33	106	マラチオン(マラソン)	0.7	○			
計画による検査				30	17	13	5

※ 原水の検査を5月～10月に1回/月、浄水の検査をこの期間に1回実施します。

※ 上記検査項目のほか、検査方法が同一であることから、同時に測定を実施している項目もあります。

上水道事業概要及び水質検査地点図

